

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第97回会合議事録

1. 日時 平成28年1月29日（金） 13:59～15:36

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

### 3. 議事

- (1) イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用に係る食品健康影響評価について
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について
- (3) その他

### 4. 出席者

（専門委員）

村上座長、筒井専門委員、永田専門委員、  
中村優子専門委員、八谷専門委員、福田専門委員、  
山田専門委員、山本専門委員、横山専門委員

（食品安全委員会）

佐藤委員長、熊谷委員

（説明者）

厚生労働省 道野課長  
農林水産省 請川課長補佐

（事務局）

姫田事務局長、鋤柄評価第二課長、高崎評価調整官、  
田中課長補佐、大快係員、大西技術参与、小山技術参与

### 5. 配布資料

- 資料1 イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用に係る評価の考え方
- 資料2 厚生労働省諮問提出資料
- 参考資料1 食品健康影響評価について  
「イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用に係る食品健

- 康影響評価について」
- 参考資料 2 食品健康影響評価について  
「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について」
- 参考資料 3 日本におけるBSE対策の経緯
- 参考資料 4 平成25年 5月13日付食品健康影響評価結果の概要
- 参考資料 5－1 食品健康影響評価について  
「飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて」
- 参考資料 5－2 食品健康影響評価について（回答）  
「飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しについて」

## 6. 議事内容

○村上座長 おそろいになりましたので、始めたいと思います。ただいまから第97回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は9名の専門委員が御出席でございます。

欠席の専門委員は、門平専門委員、堂浦専門委員、中村好一専門委員、真鍋専門委員、水澤専門委員の5名でございます。

さらに食品安全委員会からは、佐藤委員長、熊谷委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第97回プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思っております。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに、資料1から参考資料5－2までの8点でございます。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書などは、既に専門委員の先生方にはお送りしておりますが、お席後ろの机の上にファイルを用意しております。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち、閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上です。

○村上座長 それでは、事務局から平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する

事項について御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2（1）に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について振り返りたいと思います。

まず、諮問事項「イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」御審議いただき、評価書（案）を取りまとめました。その後、11月24日の食品安全委員会への報告、11月25日～12月24日までの期間でパブリックコメントの募集を行い、1月12日の食品安全委員会の審議を経て、同日付で評価結果が厚生労働省へ答申されました。

次に、諮問事項「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価について」御審議いただき、評価書（案）を取りまとめました。その後、12月1日の食品安全委員会への報告、12月2日～12月31日までの期間でパブリックコメントの募集を行い、1月12日の食品安全委員会の審議を経て、同日付で評価結果が厚生労働省へ答申されました。

それでは、本日の議事1を開始いたします。本件は1月14日に農林水産省から「イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用に係る食品健康影響評価について」の諮問があり、1月19日の食品安全委員会で本専門調査会での審議を依頼されたものです。最初に農林水産省の請川課長補佐から諮問内容等の説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○請川課長補佐 農林水産省畜水産安全管理課の請川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今回、食品健康影響評価をお願いしておりますのは、イノシシを豚と同等に家畜等の飼料の原料として使用することについてでございます。内容につきまして、お手元の参考資料1に沿って御説明いたします。また、その後ろにパワーポイントの資料がついてございますが、必要に応じて、こちらの資料も使用しながら御説明したいと思います。

それでは、資料の2ページを御覧ください。「1 これまでの経緯」ですが、牛や豚の肉骨粉等はたん白質に富む原料として飼料に利用されていましたが、平成13年9月の我が国におけるBSEの発生後、動物由来たん白質を含む飼料の製造・販売が禁止されました。その後、食品安全委員会において評価をしていただきまして、豚や家きん由来のたん白質を中心に利用を再開してまいりました。

後ろのパワーポイントの資料の右下にページが振ってございますが、2ページ目の上段を御覧ください。現在の飼料規制の状況をまとめたものでございます。左側の欄が動物由来たん白質の由来動物、上の欄が飼料を給与する対象動物となっております、利用の可否を○×で示しております。現在は一部、牛由来たん白質が養魚用に解禁されておりますけれども、基本的には、×が横に並んでいますが、牛由来たん白質は他の家畜の飼料には使用しない。また、同様に×が縦に並んでおりますが、牛用飼料、これには、めん羊、山羊、鹿も含まれますけれども、それらに給与する飼料には動物由来たん白質は使用しないという管理がされております。一方で、イノシシ由来のたん白質につきましては、引き続き、利用が禁止されているところです。

同じくパワーポイントの資料の3ページ目の上段を御覧ください。豚や家きん由来のものを中心としまして、動物由来たん白質を飼料利用するに当たりましては、現在、他の動物由来のたん白質の混入を防止するための管理措置を実施しております、その概要をお示ししています。と畜場、レンダリング事業場、配合飼料製造事業場という流れがある中で、と畜場におきましては、と畜ラインの分離と原料の分別により、他の動物由来のたん白質の混入が防止されているとともに、牛につきましては特定危険部位、SRMと言われますが、その混入防止措置が行われております。

レンダリング事業場や配合飼料製造事業場におきましては、同様に製造ラインの分離がされています。また、と畜場からレンダリング事業場、レンダリング事業場から配合飼料製造事業場へ原料を輸送する際には、供給管理票を添付しております。

さらに上からの矢印でお示ししていますが、レンダリング事業場に対してはFAMICが立入検査を実施することとなっております、また、その原料の収集先であると畜場等へはレンダリング事業場が分別管理の実施状況の確認を行うのにあわせて農政局が同行しまして、調査することになっております。これが製造工程の分離を農林水産大臣が確認する大臣確認制度の体制でございまして、これによりBSE対策として、飼料への他の動物由来たん白質の混入防止を図っているところでございます。

参考資料1に戻っていただきまして、(3)になります。このような規制や管理を行っている中で、一方で近年の野生鳥獣による農産物への被害拡大に伴い、イノシシの捕獲頭数が急増しております。有害鳥獣として捕獲された個体ですとか、ジビエとして食肉利用された後の残さの処理が課題となっておりますが、イノシシにつきましては、これまでプリオン病の存在が確認されていないこと、我が国においては既にBSEに関して適切なリスク管理措置が講じられていること等から、イノシシに由来するたん白質を飼料原料として利用することを検討してまいりました。

その過程で農林水産省の食料・農業・農村審議会の中の家畜衛生部会プリオン病小委員会の委員の方々にも御意見を伺いまして、イノシシを飼料原料として利用してもBSEの発生リスクの増加はないと考えられるとの御意見をいただきましたことから、飼料安全法に基づいて農業資材審議会に諮問いたしました。

農業資材審議会での審議の結果、イノシシを豚と同等に使用できるものとみなして、豚に由来するたん白質にイノシシに由来するたん白質を含むことができることは適当との答申が昨年12月22日に得られたところでございます。この答申を受けまして、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正するとともに、イノシシを飼料利用するための新たな管理措置を導入したいと考えておりまして、このたび評価をお願いした次第です。

その内容についてですけれども、省令の改正案につきましては、資料中の2の(1)に記載がございまして、①～③に記載されております飼料の中に、イノシシに由来するたん白質を含むことができるという案です。つまりイノシシを豚と同等に使用できるものとみなして、現在、豚由来たん白質を含んでもよいとされている飼料にイノシシ由来たん白質も含むことができるという内容でございます。

管理措置につきましては、次のページの2の(2)に記載してございますけれども、大臣確認制度も含めたレンダリング事業場等における既存の分別管理に加えまして、原料の収集段階における分別管理措置を新たに導入することとしております。

これらの内容につきましては、パワーポイントの8ページの上段を御覧ください。まず、規制の見直しの案についてです。左側の豚の欄に「(イノシシを含む)」としておりますが、豚由来のたん白質である肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白にイノシシ由来のものも含んでよいとするもので、現在、豚由来たん白質を含むことができる豚、鶏やウズラ、養殖水産動物、このほかミツバチ用として豚血粉等も認められていますけれども、それらに給与する飼料としてイノシシも使用できるとするものでございます。

その際の管理措置案をパワーポイントの資料の9ページ上段にお示ししております。原料の収集は大きく分けまして、食肉利用するために獣肉処理施設を経由する場合又は食肉利用せず、当該施設を経由しない場合の2通りが考えられます。獣肉処理施設を経由する場合が、左側の捕獲現場から右に出ております矢印です。獣肉処理施設を経由しない場合が、捕獲現場から下に出ています矢印です。いずれの場合も捕獲現場からイノシシを輸送する際には、イノシシ専用若しくは輸送前後に十分洗浄した輸送容器で運搬することとします。

獣肉処理施設を経由する場合につきましては、鹿などのほかの動物とイノシシとの分別管理が重要となりますので、解体加工処理ラインの分離、専用の器具、作業着、靴等の使用、残さの分別管理を行うとともに、これらを確認する確認責任者の設置を行います。そして、解体処理後の残さをレンダリング事業場に輸送するに当たっては、原料供給管理票を添付するとともに専用の容器で運搬いたします。一方、獣肉処理施設を経由しない場合につきましては、鹿など他の動物の混入がないことが目視で確認できるもののみを使用することといたします。

なお、この図の中ではレンダリング事業場までしか記載しておりませんが、今回の見直しによりイノシシを豚と同等に使用できるものとしますので、レンダリング事業場に輸送

されたイノシシは豚と同じラインで処理することとなりますので、レンダリング事業場以降は現行の豚由来たん白質と同じ管理がなされることとなります。

以上が見直しの具体的な内容です。

お手数ですが、再度、参考資料1に戻っていただきまして、最後の「3 今後の進め方」でございます。食品安全委員会では食品健康影響評価をしていただきましたら、その結果を受けてパブリックコメントを実施しまして、その後、省令改正を行いたいと考えているところでございます。

簡単ですが、以上で御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの農林水産省からの説明に対して、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

○八谷専門委員 パワーポイントの9ページと本文中で新たに導入する管理措置案の詳細について御質問したいのですが、イノシシ専用若しくは輸送前後に十分洗浄した容器で運搬と記載がございますが、プリオンに関しましては、通常の洗浄は全く意味をなさないものです。その点においてはどのような措置を、新たな導入に関してはプリオンという観点ではお考えなのか。また、特にこの件に関しましては、獣肉処理施設以外でのことは非常に重要になってくるかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○請川課長補佐 輸送の容器についてでございますが、そもそも獣肉処理施設において、解体加工処理を経たものは血液等による汚染が多いけれども、直接レンダリング事業場に輸送されるものも含めて、解体前であれば汚染は少ないかと考えまして、このように洗浄という選択肢を入れたわけでございますが、血液に汚染されたときの洗浄をしても意味がないという御指摘がございますようでしたら、ここについては専用にするということも考えてまいりたいと思っております。

○村上座長 専用容器を利用して、ということですか。

○請川課長補佐 そうです。「若しくは」という部分を削除するという形で、獣肉処理施設からレンダリング事業場に運搬する矢印のところにも書いてあるものと同じ記載で、イノシシ専用の輸送容器で運搬ということにしたいと考えております。

○村上座長 わかりました。ただいまの農林水産省からの御意見について、ほかの先生方も含めて、いかがでしょうか。お願いいたします。

○永田専門委員 今の容器の件に関しては、豚のほうはどうしているのですか。

○請川課長補佐 豚もイノシシと同じように2つのルート、と畜場からレンダリング事業場に運ばれるものと、農家から直接レンダリング事業場に運ばれるルートがございますが、農家からレンダリング事業場に運ばれるものについては、ここに書いてあるものと同じように「若しくは洗浄」となっております。

ただ、豚の場合は、農場からレンダリング事業場に直接運ばれるものについては解体処理されていないものとなっておりますので、そのようにはなっておりますけれども、今、

御指摘いただきましたようにイノシシについては、例えば、銃で捕獲されたものですか、銃弾を取り除いたものについては豚以上に血液による汚染がありうると思いますので、先ほど申し上げたように、専用にするということも検討してまいります。

○永田専門委員 質問なのですが、イノシシのほうは豚と同じような扱いに、BSE等に関連がないだろうということですが、例えば、鹿とか他の動物についてはどういう評価がされているのでしょうか。

○請川課長補佐 今回評価をお願いしていますのはイノシシということで、鹿についてはCWDというプリオン病がございますので、今回対象にはしておりません。こちらにイノシシとその他の動物の分別管理ということで獣肉処理施設で解体処理ラインの分離とございますけれども、獣肉処理施設ではイノシシを処理しているところと、鹿を処理しているところと、イノシシと鹿も処理しているところもございますが、イノシシと鹿の両方を処理していて、その分離ができないようなところについてはこの対象にはならず、イノシシだけを取り扱って分離ができるというもののみを対象にしようと考えております。もちろんイノシシと鹿の両方を扱っていても、きちんと2レーンあって分離できる状況であれば構いませんが、そのように鹿とは分けて考えております。

○永田専門委員 ありがとうございます。

○村上座長 ほかにございますか。お願いします。

○横山専門委員 CWDは今のところ、ヒトへの直接のリスクは知られていないではないですか。ただ、プリオン病が鹿には存在するということから、念のために分別をするというような考え方で整理されているという理解でいいですか。

○請川課長補佐 そうです。日本にはCWDがあるというような情報はないですけれども、鹿を念のため、きちんと分離をするということでございます。

○村上座長 よろしいですか。お願いいたします。

○姫田事務局長 パワーポイントの5ページですけれども、今回の対象はニホンイノシシということなのですか。日本国内にはリュウキュウイノシシがいると思うのですが、多分これは野生にはいないと思いますけれども、動物園にスマトライノシシとかヨーロッパイノシシがいたら、豚とあくまでも亜種でしか変わらないので、そうするとイノシシをどう規定されるのか教えていただけませんかでしょうか。

○請川課長補佐 今回、一般的にとられているという意味でニホンイノシシが主に対象にはなると思うのですが、イノシシ種の下にぶら下がっているものについてはリスクとして違うものだとは考えておりません。ただ、我が国において、とられるものがニホンイノシシということで考えているところでございます。

○姫田事務局長 我が国はニホンイノシシとリュウキュウイノシシがいると思います。

○請川課長補佐 済みません、リュウキュウイノシシがこの段階のどこに属するのかというのが。

○姫田事務局長 亜種違いだと思います。

○請川課長補佐 ニホンイノシシと同じ並びでということですか。そうであれば、今回ニホンイノシシと豚というよりは、イノシシ種の中の豚とその他のイノシシと考えておりますので、そこは同じ考え方でと思っております。

○姫田事務局長 それと、さっき気になったのは、横山専門委員のおっしゃったことにかかわるのですが、日本にCWDがないからということではなくて、CWDが人獣だと確認されているわけではないけれども、念のため、あるいはもう一つは、鹿が反すう獣だからということでは整理されたいかがででしょうか。要するにパワーポイントの8ページの表で、鹿は牛のグループに入ってくると思います。ですから、そちらの整理だという整理をされたいかがででしょうか。

○請川課長補佐 先ほども申し上げましたように、上の牛用というところには、めん羊、山羊、鹿も入ってございます。同じように反すう獣としての鹿の整理は、豚や今御説明しましたイノシシとは違って、牛用のほうのカテゴリーに入ってくると、おっしゃるようなように考えております。今回のイノシシは豚のカテゴリーということで考えておりますので、そこはカテゴリーが違うということはおっしゃるとおりでございます。そのように考えております。

○村上座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

今、御意見のありましたように、ヒトへのリスクを持つプリオン病という観点からではなくて、豚とイノシシを同じカテゴリーと考えるということですね。よろしいですか。

ほかにないようでしたら、請川課長補佐、ありがとうございます。

続きまして、事務局で評価の考え方を作成したということですので、事務局より説明をお願いいたします。

○大快係員 説明させていただきます。資料1を御覧ください。農林水産省から説明のございましたイノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用に係る評価の考え方の案につきまして整理をいたしました。本見直しは家畜等の飼料の原料として、イノシシを豚と同等に使用可能とすることにつきまして、評価のポイントをまとめてございます。

1点といたしましては、先ほどの農林水産省からの説明資料にもございましたとおり、イノシシと豚は共にイノシシ科イノシシ属イノシシ種に属し、これまでにイノシシにおけるプリオン病の存在は報告されていないこと。2点目といたしまして、豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はない、また、魚においてBSEプリオンが増幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されていないと過去に食品安全委員会が評価していることがございます。

これらのポイントに加え、イノシシ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないための管理措置が新たに講じられることも踏まえ、本見直しによって、ヒトの健康に及ぼす影響が変わるものではないとしてよいかどうか御判断をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○村上座長 それでは、事務局からの説明に対して御質問や御意見ををお願いいたします。



先ほどの議論のように、由来動物の区分に関しては局長からお話があったとおりでございます。ほかについてはいかがでしょうか。

事務局から説明もありましたように、過去の評価において、これは平成16年6月24日付の豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価であります。ここにおいて豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的な根拠はないと評価をしております。さらに平成26年10月7日付の牛肉骨粉等の養魚用飼料利用に係る食品健康影響評価についての回答において、魚においてBSEプリオンが増幅し伝達したことを示す科学的根拠は確認されていないと評価をしております。イノシシを原料するたん白質の飼料としての利用については、ヒトの健康に及ぼす影響が変わるものではないと判断してよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

今、申し上げました内容につきましては、本日欠席の専門委員に御確認の上、食品安全委員会に報告したいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、議事2を開始します。本件は12月18日に厚生労働省から牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価についての諮問があり、12月22日の食品安全委員会で本専門調査会での審議を依頼されたものです。最初に厚生労働省の道野監視安全課長から諮問内容等の説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○道野課長 厚生労働省監視安全課長の道野です。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料に基づいて御説明をいたします。まず、参考資料2に諮問書が入っています。それと資料2。この2つの資料で御説明をしたいと思っております。資料の御用意をよろしくお願ひします。

参考資料2でございます。書いておりますとおりでありますが、3つの点について、厚生労働大臣から食品安全委員会の委員長宛てに諮問をしております。

（1）は、と畜場におけるBSE検査の検査対象となる牛の月齢。これは健康な牛、異常のない牛に対する検査を現在、48か月齢を超えるものとなっているわけですが、それに関するものです。

（2）は、特定部位、いわゆるSRMの範囲の見直しについてであります。法律とか省令とかに書いている文言を引用しているのですが、ずらっと書いてありますが、そういうことでもあります。

（3）は、食品衛生法のほうでございまして、御承知のとおり、枝肉にするところまではと畜場で行うので、と畜場での規制ということになるわけですが、と畜場を一旦出ますと食品衛生法で規制をする仕組みになっております。その中で枝肉として出荷されたものについては脊柱がくっついておりますので、その脊柱の規制を食品衛生法でやっ

ると。その脊柱の中でも背根神経節の問題があって今はSRMになっているわけですが、2と連動しまして、その部分についても評価をお願いしますということであります。

次のページに行っていただきますと「1 諮問の背景及び趣旨」であります。

(1)でございますけれども、国内対策につきましては、平成24年10月、25年5月に食品安全委員会で食品健康影響評価を実施していただきまして、25年2月に30か月齢、7月に48か月齢というふうに、と畜場におけるスクリーニング検査の対象月齢を見直ししています。また、特定危険部位についても25年2月に月齢要件を入れ、中枢神経系のSRMにつきましては30か月齢を超えるもの。それまでは全月齢としていたものを変えたというような経緯がございます。

(2)でございますけれども、背景といたしまして、やはり世界的にBSEリスクが減少しているという状況がございます。そういう中で御案内と思えますけれども、欧州産の牛肉の輸入再開であるとか、ゼラチンやコラーゲンの取扱い等々について見直してきたというような経緯がございます。

(3)でございますけれども、これは25年5月の食品安全委員会のリスク評価結果においての記述を引用させていただいております。これによりますと、2009～2015年にはBSEの摘発頭数はほぼゼロとなり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなる。もう一つは、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ、BSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であるという評価をいただいております。

25年7月に48か月を超えるものについての健康牛の検査を限定し、全国的にもそれまでの全頭検査をこのときに実質的に見直されたというのが実際でございまして、昨年11月までの検査頭数も48万1,207頭ということでございます。BSE感染牛は発見されておられません。そういったことで、先ほども引用させていただいたリスク評価の内容からも2015年末を昨年迎えたということがあって、12月に厚生労働大臣から食品安全委員会の委員長宛てにリスク評価をお願いしたということであります。

資料2を御覧いただきたいと思えます。資料2に昨今のBSEに関する状況についての資料を添付させていただいております。これを御覧いただきますと、まだ2015年が終わったところなので、2015年のデータが確定しているというわけではないのではないかとはいえませんが、全体としては2014年としても12頭、2015年は6頭ということで、発見頭数は減少をしてきているという資料でございます。

次のページは、BSE検査頭数（と畜場）とBSE感染確認頭数。これは今、御説明したとおり、平成20年度に1頭、これは死亡牛の検査で見つかって以降、国内では発見されていないというような状況であります。

3ページ、各国のBSE検査体制であります。日本は現在、48か月超ということであります。これは食肉検査で健康牛を対象とした検査の月齢ですが、EUについては72か月

超となっておりますけれども、注3にございますとおり、2013年2月下旬～3月下旬以降、加盟国の判断により、健康と畜牛のBSE検査を廃止することが可能とされております。

詳細については、次のページから2ページにわたって、EU各国における健康と畜牛のBSE検査対象月齢ということで示させていただいております。多くの国で廃止というような状況にあるというのが現状でございます。

その次のページが、今度は各国のSRMの現状でございます、日本は御案内のとおりであります。

EUに関しましては、これはOIEの評価で無視できるリスクの国と認定された国に関しては、12か月超の頭蓋、脊髄ということになっています。管理されたリスクの国、不明の国が下にありますけれども、こういった管理されたリスクの国、不明の国に含まれている30か月超の脊柱であるとか、全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜、こういったものは、OIE評価で無視できるリスクの国と認定されている国についてはSRMから除外をされているということでありまして。

米国、カナダ等については記載のとおりであります。

7ページ、OIEのBSEリスクステータスの状況ということで、これは最新のものを示させていただいております。今、御説明したEUの中には、まだ管理されたリスクの国と無視できるリスクの国が混在しているという状況であります。

先ほどの諮問書の参考資料2に戻らせていただいて、「2 具体的な諮問内容」を説明させていただきます。食用にと畜される健康牛のBSE検査につきまして、現在は48か月超の健康牛について検査をするというものと、これを廃止した場合のリスクの比較をお願いしたいということが内容であります。なお書きは当然のことではあるのですが、BSEが疑われるような、24か月齢以上の牛のみを検査を継続するという内容であります。

(2)については、SRMの範囲を現行の全月齢の扁桃、回腸遠位部並びに30か月超の頭部、脊髄、脊柱から、30か月超の頭部と脊髄に限定するというようなものであります。これは先ほど申し上げた、内容としてはEUの無視できるリスクの国のSRMの範囲と同じということでありまして。

これにつきましては、若干補足をさせていただきますと、あちこち行きますけれども、資料2にお戻りいただいて、EUのCOMMISSION REGULATIONが先ほどのパワーポイントの資料の後ろに添付させていただいております。この中で要は無視できるリスクの国のSRMの範囲を狭めたといえますか、まだSRMを指定している理由について、このEUのCOMMISSION REGULATIONの文書の中に記載がございます。

まず1つは、基本的にOIEが無視できるリスクの国にSRMは要求していないということがありますので、それと整合性をとるという観点で、EU外の無視できるリスクの国から牛関係のものを輸入する場合にSRMの特定、指定はしていないということでありまして。ただ、今回のそういった一部の部分を残したということについては、次ページの(7)あたりから少し記載がございます。残した理由というのはここにありますように、L-typeの非定型

のBSEに関しては、いまだ人獣共通のものである可能性があるというようなことがあります。ただ、EUの中のサーベイランスの結果から見ても、その存在の確率は非常に低いのだろうと言えるということでもあります。

では、実際のBSEの感染性は、クラシカルタイプで、およそ9割が脊髄を含む中枢神経系の神経組織に存在する。これに関しては非定型においても現在得られている知見からすれば、同じことが言えるということで、そういった非定型を考慮して、頭部と脊髄をSRMとして残したというような趣旨の記載がございます。

私どもとしては、EUと同様の考え方をとって、規制を見直すということが現行の日本のリスクの状況でできるのかどうか、現状の日本のリスクに応じた規制の見直しが可能であるかどうかという観点で今回の諮問をさせていただいたというものであります。

私からの説明は以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

この諮問案件につきましても、これまでと同様に慎重に審議してまいりたいと考えております。ただいまの厚生労働省からの説明について、今後十分に議論を深めるためにも活発かつ積極的な御意見、御質問をお願いいたします。

○横山専門委員 BSE対策の中で飼料規制が根幹になってくると思いますし、そこは今までも評価の非常に大事なポイントとなっていましたけれども、今回そのSRMの範囲を変えらるということで、飼料規制への影響がどの程度考えられるのか、というところをどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○村上座長 お願いします。

○道野課長 恐らく御質問の趣旨としては、まさに厚生労働省なので公衆衛生の観点ということで、こういった見直しをやっていくわけですけれども、一方で、BSEの蔓延防止という家畜の防疫、衛生という観点から見た場合に、そういった問題について、両者の縦割りの部分があって、齟齬が生じるようなことはないかという御懸念かと思えます。

確かにと畜場法自体は公衆衛生法規ですし、一方で家畜伝染病予防法だとか飼料安全法につきましては、もちろん公衆衛生というのものもあるわけですけれども、一義的にはそういった家畜を守るという観点があると十分承知しております。ただ、そこはやはりと畜場法についても、そういった両方の家畜衛生サイドと公衆衛生サイドの連携ということで検査の疾病の指定であるとか、と畜場等の消毒だとか、そういったことについても配慮した規定になっておりますし、一方で飼料安全規制に関しても、そういった公衆衛生の影響は配慮するという点についても、そういった趣旨の運用、定めもあるわけがございます。

それと同時に、特にBSEに関してはそれに加えて、牛海綿状脳症対策特別措置法という法律がございまして、やはり国内にBSEが発生したときに、そういったことも議論の一つになっていたということもあって、この法律においてはその目的自体が牛海綿状脳症の発生の予防をし、また、蔓延を防止するための特別の措置を定めるということと、もう一つは、目的としては、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確保するという点です。

もしも評価結果で先生の御懸念のような、当然、種の壁があるので、公衆衛生規制と家畜に対する影響は、ずれることも想定はされるということであれば、評価結果が飼料規制に影響するのであれば、農林水産省と事務協議をして具体的にどのような管理措置をとるのがいいのか、現行のままということも含めて、そこの辺は両省で十分に相談をして対応を決めたいと考えております。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。お願いします。

○福田専門委員 今、2001年前後に生まれた牛は非常に少ないかとは思いますが、実際にと畜場では、まだそういった高齢の牛が見られるのでしょうか。

○道野課長 データを用意していませんので、正確なところはお答えが難しいと思います。ただ、15歳以上ということになってきますので、前回のデータなどを思い起こせば、もちろん10%にはとても届かない。一桁パーセントか、若しくはそれより少ないということではないかと思えます。私は今、データを持ち合わせておりません。申しわけありません。

○田中課長補佐 と畜場での月齢ではないのですけれども、今現在、飼養頭数のうち、最終発生の子牛の出生時より前に生まれた牛、2002年1月より前に生まれた牛がどれくらいいるかということについては、月齢が不明の牛も含めると、約2万8,000頭いるという状況になっております。乳用牛と肉用牛の分類では、乳用牛につきましては約1,700頭で、残りが約2万6,000ほどの肉用牛という状況になっております。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、お願いします。

○筒井専門委員 最初の横山専門委員からの質問に絡むのですけれども、これは恐らく厚労省さんに聞くのも変な話なのですが、先ほどのイノシシの話は、要はそのイノシシの飼料が家畜に入って、それがヒトへのリスクになるかというようなワンクッション、家畜のポピュレーションの話でヒトの評価をしているということになっているのですけれども、今回のSRMのお話でいきますと、これは自動的にSRMの定義を変えるということになると、農林水産省のいわゆるSRMの除去が自動的に変わるということになるのでしょうか。この時点で両方評価する必要があるのかどうなのか。これは厚労省さんに聞いても変な話なのですけれども、我々としてはどう考えればいいのかなど。もし事務局で何かアイデアがありましたら、教えていただきたいです。それはまた別途やるということでも考えたほうがいいのですか。それとも、これは同時にこの時点で飼料規制のほうも変わるという前提で評価をするということになりますか。

○村上座長 課長、お願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 その点につきましては、まだ今回の話は農林水産省のほうの態度を伺っておりませんので、もし先生方のほうで今回の議論について必要であるというようなことであれば、今回諮問をいただきました厚生労働省を通じて、まさに先ほど道野課長からも両省が協力して、というようなお話がございましたけれども、厚生労働省を通じて、

農林水産省の考え方みたいなことを聞くということは可能ではないかと思えます。

○村上座長　お願いします。

○山本専門委員　その点に関しては、やはり飼料規制が変わってくると日本のステータス評価に影響が出てくる可能性がありますので、慎重に考えていったほうがいいと思えます。

○村上座長　お願いします。

○山田専門委員　諮問の内容と各国の状況の説明について御質問します。諮問の内容でSRMの範囲で今度、脊柱が外されるという内容の諮問になっていますけれども、これはdorsal root ganglion、背根神経節、これも外すという諮問内容ということでよろしいのでしょうか。

○道野課長　御指摘のとおりであります。EUの考え方をとると、もともとリスクが下がってきているということが前提で、非常に低いということが前提として、発症牛の分布で見ても、その感染性の9割が脊髄と頭部にあるということで、頭部と脊髄に限定してはいいのではないかという考え方です。

○山田専門委員　資料2のパワーポイントの6ページ目に各国のSRMの状況が書かれています。これを見ますと、EUとか米国、カナダ、OIE、これは全て脊柱あるいは背根神経節は含まれているというように読めるのですけれども、各国に先駆けて日本は背根神経節の部分をオーケーとするという諮問の内容ということでよろしいのでしょうか。

○道野課長　済みません、私の説明が悪かったのかもしれませんが。ここの部分でありますけれども、日本も今はOIEのステータスで言うと、無視できるリスクの国です。EUの無視できるリスクの国のSRMというのは、12か月超の頭蓋から始まる、この部分だけです。管理されたリスクの国、不明の国もここはもちろんSRMなのですけれども、その下にありますように、管理されたリスクの国と不明の国に関しては、上の部分プラス下の2つですね。これも含めてSRMということなので、現に過去にBSEが発生した国で無視できるリスクの国になった国に関しては、既にSRMとして背根神経節を除いた国というのは、このEUの無視できるリスクの国になった国というのは既に外しているということで、日本が初めてということではございません。

○山田専門委員　そうすると、BSEが発生しないということを前提にそうするというような考え方でしょうか。逆に言うと、BSEの牛の場合は、やはり背根神経節はリスクがあると考えべきであるということでしょうか。

○道野課長　もちろん、そうであります。それは御指摘のとおりだと思います。やはり全体のリスクが下がっているということを前提にした今の議論ですので、要は一定の頻度で、特にクラシカルタイプのもが見つかるような国の議論ではないということでもあります。

○村上座長　ほかにいかがですか。お願いします。

○道野課長　先ほどOIEのステータスの件について御指摘があったのですけれども、今、申し上げたとおり、EUの無視できるリスクの国と評価された国においては、このSRMの見直しをした後にOIEのステータスが変更されたということではございません。また、御承知

のとおり、サーベイランスについても健康牛の場合はポイントが少ないので、そちらについても影響することはないと農林水産省から伺っております。

以上です。

○村上座長 お願いします。

○八谷専門委員 今までの議論で考えますと、BSEが発生しない前提でのSRMの変更ということであれば、BSEが発生しない前提ということは、すなわち飼料規制がなされているという前提であるということを考えれば、先ほどもお話があったように農林水産省のほうも含めて、一度そこをきちんと検討してからのほうが適切ではないかと考えます。

○道野課長 農林水産省のほうに確認する内容について相談をさせていただいて、その内容について照会をするということで、今、口頭のやり取りではなかなか難しい部分もあると思いますので、内容について確認をさせていただいて、照会をしたいと思います。

○村上座長 よろしいですか。ほかにございませんか。課長に直接お伺いする機会ですから、今後の議論もありますので、質問等がございましたら、今の機会にお願いいたします。

○筒井専門委員 この2つの諮問は順番にやっていっても大丈夫ですか。

○道野課長 本専門調査会の御判断だと思います。

○筒井専門委員 わかりました。

○村上座長 ほかにございませんか。お願いいたします。

○永田専門委員 さっき実際のリスクが低くなっているということを前提で、公衆衛生的な利点も、というようなことをおっしゃいましたけれども、国際的な貿易関係とか、あるいはそういった意味で負荷が非常に取り除かれるとか、そういう利点なのでしょうか。そこら辺を詳しくお話ししていただければと思います。

○道野課長 前回、全頭検査を見直した経緯もございませけれども、結局一つは貿易面ということであれば、既に無視できるリスクの国ということで、国際的には日本は認められているわけでありませ。現実には二国間で、例えば日本の牛肉を輸出する際の牛肉の協議の中では、実際には一部検査をしていたり、一部SRMを除去していたりということで、どうせやっているのだったら、やはり条件にしなさいというような議論になりやすいし、実際にそうやって日本の輸出の条件の中にそういうものが入ってくるということは、ままございませ。

それ以外に、やはり現場のと畜場で都道府県の職員である獣医師が検査をしているわけですが、そういったことに対する負荷もございませ。特に全頭検査をやっているときは一番大きかったわけでありませ。ただ、もちろんBSE対策、疾病対策だけではなくて、HACCPを初めとした食肉の安全対策といったものについても行政のニーズはあるものから、もちろんリスクに応じた管理措置は大事なもので、そういった現状のコントロールをしなければいけないリスクというものについて、しっかりと見極めた上で、そういった食肉の安全対策全体というものを進めていきたいということも趣旨としてはあると御理解をいただければと思います。

○村上座長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、道野課長、ありがとうございます。今後、先ほど農水省とも協議いただけるということでしたので、何かこういう必要性があるということになりましたら、お受けいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから諮問されました件につきまして、調査審議していくということになるわけですが、本日は今後の進め方について議論をしてみたいと思っております。まず、これまでの主な評価を振り返ってみてはどうかと考えて、今までの経緯及び前回の2013年5月の評価書について、参考資料として事務局にまとめていただいておりますので、こちらについて事務局から説明をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、説明させていただきます。参考資料3と参考資料4を御準備ください。まずはA3の縦長の参考資料3を御覧ください。こちらは日本におけるBSE対策と、主に健康と畜牛の検査対象月齢と、SRMの範囲を見直しの評価の経緯について整理したのになります。簡単に説明をさせていただきます。

まず、日本において最初のBSE感染牛が確認されたのが2001年、その後、全頭検査が開始されまして、SRMの範囲につきましても全月齢の牛の頭部、脊髄、扁桃及び回腸遠位部の除去、焼却の義務づけということとなっております。その後、2003年に食品安全委員会が発足いたしました。さらに2004年9月に食品安全委員会が日本における牛海綿状脳症対策について中間取りまとめという形で自ら評価を行い、これまでに得られた知見に基づき我が国のBSE対策を検討しております。

次に2005年5月、我が国におけるBSE対策に係る食品健康影響評価では、厚生労働省及び農林水産省より評価要請があり、BSE検査対象月齢の見直し、SRMの除去の徹底、飼料規制の実効性の確保の強化、BSEに関する調査研究の推進の4点について、まとめられております。

BSEの検査対象月齢の見直しについては、BSE検査対象月齢を全月齢から21か月齢に変更した場合のリスクは非常に低いレベルの増加にとどまるとの評価結果を踏まえまして、厚生労働省は2005年7月に、と畜場におけるBSEの検査対象月齢を21か月齢以上に変更しております。

その後、2011年にBSEの国内対策について、厚生労働省から評価要請がございました。2012年10月に評価結果、BSE対策の見直しを取りまとめております。このときの評価においては現行の飼料規制等の管理措置を前提としまして、牛群のBSEの感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛とヒトとの種間バリアの存在を踏まえると、30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛の内臓（扁桃及び回腸遠位部は除く）の摂取に由来するBSEプリオンによるヒトでのvCJDの発症は考えがたいと評価しております。このときは米加仏蘭についても評価要請がございまして、評価を同じく行っております。その後のアイルランドや最近評価したイタリアなど、BSE発生国から輸入される牛肉等についても30か月齢までの月齢制限及びSRMの範囲の評価については、こちらと同じ手法でこれまでに評価を行って



きているところでございます。

その後、2013年5月にOIEにおいて、日本について無視できるリスク国のステータスが認定されたところでございます。

2011年の評価要請につきましては、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合についても評価要請がされております。日本について取りまとめたものが2013年5月の評価、BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価の②になります。こちらの内容につきましては、参考資料4を御覧いただければと思います。

月齢をさらに引き上げた場合のリスクの評価について、基本的な考え方として定型BSEの制御を基本として評価を行うということとされました。今後、評価対象国において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本的な判断基準として、定性的な評価を行うこととなりました。

こちらの参考資料4の2ページ目になります。評価においては、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、飼料規制等のBSEプリオンの増幅リスク低減措置、さらにBSEプリオンの暴露リスク低減措置、これは食肉処理工程等になります、これらについて、それぞれ確認を行った結果、リスクは極めて低いレベルと判断されております。

その上で1枚目に戻っていただきまして、一番上になりますけれども、BSEプリオンについて、これらの措置に加え、牛とヒトとの種間バリアを踏まえると、日本においては牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによるヒトへのvCJD発症の可能性は極めて低いと考えるとの結論がなされました。

これをより具体的に見れば、矢印がございます。下に囲みが2つございますけれども、左を見ていただきまして、2002年1月生まれ、これは日本でのBSEの最終発生が2002年1月になりますけれども、2002年1月以降に生まれた牛には、11年にわたりBSEの発生は確認されていないということで、BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんど検出されるということを踏まえますと、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないとされております。

ただ、一方で右側の囲みになりますけれども、11歳未満の出生コホートにおいては、発生の確認のための期間が十分でないとして、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討することが適当であると判断をされました。

これらを踏まえた結果、結論としましては一番下になりますけれども、国内措置の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、ヒトへの健康影響は無視できると判断されております。

48か月齢超の根拠につきましては、3ページ目に4点ございます。まず1つ、発生確認最低月齢が評価対象5カ国、当時の米加仏蘭日本の実績で一部例外を除き48か月齢以上であったこと、EUにおけるBSEの発生実績から、ほとんど約98%が48か月齢以上で検出されると推定されること。経口投与実験などで投与後44か月目（48か月齢相当以上）以降に中

中枢神経系組織中に異常プリオンたん白質が検出されるということ、潜伏期間の知見について、BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという感染実験での知見があること、こういったことを踏まえまして、今回の2013年5月の結論となっているということです。

ただいま説明しました2013年5月の評価書につきましては、後ろに資料を準備しております。過去の評価書の（参考）がございます。こちらの8番を開いていただきまして、評価書本体になります。今、説明しました部分が41ページの食品健康影響評価になります。項目としましては、各リスク低減措置について確認を行って、項目ごとに整理をされております。また、BSEのサーベイランスの状況、発生予測等に関する知見、6がまとめということで結論が記載されております。

結論についてはただいま説明したとおり、この一番上のパラグラフの一番下の3行目について、日本においては牛由来の牛肉及び内臓の摂取に由来するBSEプリオンによるヒトへのvCJD発症の可能性は極めて低いと考えた。

より具体的に見れば、総合的なBSE対策の実施により出生年月で見た場合、2002年1月に生まれた1頭の牛を最後にそれ以降、11年にわたりBSEの発生は確認されていない。EUにおけるBSE発生の実績を踏まえると、BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんど約97%が検出されると推定されることから、11年以上発生がなければ飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えた。「しかしながら」の後は、11年未満のコホートの話になりますけれども、仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が必要。このため当面の間、検証を継続することとしている旨が記載されております。

さらにその下の①～④が48超の検査月齢についての根拠になっています。

さらに一番最後のパラグラフで「なお」とございますけれども、2001年1月以前の出生コホートについては、ほとんどの牛は既にと畜されているものの、生残している高齢牛の中に極めて低い確率とは言え、BSEに感染している牛が残っている可能性があることは完全には否定できない。また、非定型BSEについては発性が極めてまれで、そのほとんどが8歳以上の高齢の牛であり、飼料規制等によって、ほぼ制御された定型BSEとは異なる孤発生の疾病である可能性が示唆されている。

これらの定型及び非定型の発生を把握することについては、48か月齢超の牛を検査することにより、十分にカバーされるものと考えられるという形で2013年5月の評価書はまとめられております。

以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの説明などを踏まえて、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。どんなところが要点になるかということで、進め方に関して、この時期に御議論をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの厚生労働省の道野課長から説明をいただきましたけれども、その中でもありましたように、飼料規制等への影響についても考慮していくべきという御意見がございましたが、いかがでしょう。

もう一つは、健康と畜牛におけるBSE検査の廃止については、2013年5月の評価書において一応の方向性は出されているけれども、飼料規制前の同じ出生コホートが残っているということで経過措置がとられ、当面の間、検証を継続し発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて検討するのが適当であるとされています。この延長でこの点も評価していくということになります。そういう方針でよろしいでしょうか。

それでは、少し整理させていただきます。まず、SRMの範囲の見直しについては飼料規制への影響を考慮しつつ、こういったことも勘案して整理をした上で審議を行うというふうに進めてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

このため、まずは健康と畜牛の検査対象月齢の見直しについて、先行して審議を行うということでもよろしいでしょうか。先ほど筒井専門委員からも順番の話がございましたけれども、手順としてはそれでよろしいですか。

では、その手順に従って評価の考え方の案を整理していただくこととなりますので、例によって恐縮でございますが、起草委員の先生方において整理していただくということで、起草委員の先生方として、山本座長代理、筒井専門委員、八谷専門委員、横山専門委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 ただいま座長のほうから、SRMの見直しについては飼料規制への影響について見る必要があるだろうということでもございましたが、先ほど質問を厚労省を通じて農水省のほうに聞かなければいけないということだったと思います。これまでの先生方からの御発言を伺っておりますと、飼料規制にSRMの変更がどう影響するのかというような、ざっくりとそういうことでもございますけれども、そういったラインで厚労省のほうに聞いていくのかなと思っておりますが、そのほかに何か、ここについて聞いたほうがいいとか、そういったことがございましたら御議論をいただければと思います。

○村上座長 今の御意見について、いかがでしょうか。お願いします。

○筒井専門委員 先ほど聞けばよかったのですが、今、輸入については自主規制ということでしたか。SRMについてはそうですね。それを見直すということになると、SRMについて、輸入のほうも見直すということになりますか。

○姫田事務局長 国によって違っておまして、別の病気で衛生条件を決められているも

のもあったり、いろいろです。一律にはなっていません。現状では、発生国については、SRMは全部取り除いていて、非発生国においてはその国その国によって違っているという状況です。

○筒井専門委員 そうしますと、例えば、ここでSRMの定義を変えますと、そこはどんな関係に、農水省がやっている輸入規制なのか、厚労省がやっている輸入規制かによって変わってくると思うのですが、そのあたりはどう関係してくるのでしょうか。

○田中課長補佐 今、局長が申し上げたように、発生国であれば、輸入条件で日本のSRMは輸入されないようになっているという状況です。非発生国については基本自粛をしているという状況になっております。自粛については厚生労働省の措置としてやっておりますので、変えるのであれば、厚生労働省で変えるということになるかと思えます。発生国についてもSRMの範囲、今、輸入条件で結んでいるという部分を変えるとということになると、そこは評価依頼になると思えます。

○姫田事務局長 任意諮問になると思えます。もししてもらったら、そのときにまた諮問するように厚労省に要請をする必要があるかと思えますが、あくまでも任意諮問事項ではないかと思えます。

○筒井専門委員 わかりました。また後でもしわかれば、整理して教えていただければ結構だと思います。

○村上座長 厚労省で先ほど追加の資料要求なども受けていただけるということでしたので、審議中にも発生するかもしれません。先ほど課長から御発言がありましたように、基本方針はそのようにしていきたいと思えますけれども、それによって何がどういうふうになっていくかというの見通しが立たないところがあるかもしれませんが、思いついたようなことで結構ですから、今、こんな項目は、ということがございましたら、挙げていただきたいと思えます。

お願いします。

○八谷専門委員 確認なのですが、「当面の間、検証を継続」の当面の間を撤廃するに当たっては、その根拠の検討は何をもって検討しようとかいうことの申し合わせみたいなものがあるといいかなと思えます。

○村上座長 事務局、コホートがまだ残っているということがありましたが、それは何をもって指標としてやっていくのか。若干評価の考え方に入ることになるのかもしれませんが。

○田中課長補佐 評価書上については当面の間と書いてある状況で、それ以上、何年とか、そういった具体的なところは書いてはいないのですが、少し上を見まして、厚生労働省の諮問文書にもございましたけれども、5の発生予測等に関する知見というところを見ますと、2001年の飼料規制等のBSE対策が有効に機能した場合、2009～2015年にはBSEの検出頭数はほぼゼロとなり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなると推定されているというような、発生予測に関する知見は前回の評価書で

取りまとめているところではございます。

○八谷専門委員 シミュレーションの結果を基準として、これを根拠にして検討していいということですね。実際のところはバイオケミカル、生化学的だったり、分子生物学的なデータというのは実際に難しいとは思うので、数値的なデータ、統計的なことを根拠に議論するという前提でよいということですか。それしかないということですね。

○村上座長 そうだと思います。基本的には、世界の発生動向であるとかを比較しながらということかと思いますが、疫学的な観点からいかがでしょうか。個別に起草委員の先生方でまずは議論していただくことになりますのでこの点に関わるようなことがありましたら、お願いいたします。

○筒井専門委員 定量的なものでどこまでできるかというのは、少し私もまだイメージができていないのですが、そういった発生状況等を踏まえて、どれだけ、いわゆる発生リスクが下がってきたのかということについての評価が中心になるのかなど、私は今のところはイメージしております。

○山本専門委員 あの当時やっていたところでは、11歳に達していないものもあったので、それが11歳を超えてくる状態になったときのサーベイランスの結果を見ながら見直しを考えていこうという議論だったと思いますので、このデータも含めて考えていけばいいのではないかと、今のところは考えています。

○村上座長 よろしいですか。

ほかにございませんか。お願いいたします。

○永田専門委員 先ほど質問があって、事務の方がお答えになりましたけれども、改めてEUのほうで今回、SRMの範囲をこちらにそろえて変えるということで、理由となったリスクが低いからというだけではなくて、もし、ほかにも何か説明が、そのときにどういったことで決定がされたのか、経緯みたいなものを資料でいただければと思います。

○鋤柄評価第二課長 基本的には、先ほど厚労省の道野課長が御説明いただいた資料2の最後についておりますEUのCOMMISSION REGULATIONですね。先ほど、かいつまんで道野課長がお話をしていただきましたけれども、これこれこういったような考え方で頭と脊髄にしましたよといったような検討の経緯がこれに書いてあるのではないかと考えています。資料2というグラフが書いたものの最後の2枚に英文3ページになります。

○永田専門委員 済みません、後で読んでおきます。

○村上座長 お願いいたします。

○熊谷委員 補足なのですけれども、EFSAでもうちょっと詳しい推定を行っていた経緯があったかと思いますが。多分これはそれに基づいて、つくられたものだと思います。リスクをかなり綿密に恐らく弾いて出している資料があると思います。それは多分これまでに配付していないかもしれません。後でもし必要であれば、事務局で手配していただければと思います。

○鋤柄評価第二課長 事務局のほうで対応したいと思います。

○村上座長 お願いいたします。

ほかにございませんか。お願いいたします。

○山田専門委員 これまでの月齢の引き上げのときの議論で、私はヒトが専門なので、非定型のBSEに関しては余り専門ではないのですけれども、非定型のものに関しては非常に若い年齢で発症した非定型BSEもいますけれども、多くは非常に高齢で発症するので、ある程度の月齢の引き上げは問題ないというような御説明があったと思います。今回は「月齢の制限を廃止」ということですから、そのあたりに関わるとは思います。その後、いろいろなデータが積み重なって、非常に高齢になっても非定型BSEを発症するリスクはほとんど考えなくてよいというようなデータが、今回の見直しの背景にあるのでしょうか。そこを基本的なこととして教えてください。

○村上座長 これは山本先生、OIEでの検討の経緯を簡単に御紹介いただけないでしょうか。

○山本専門委員 コードの変更がなされてはいないのですけれども、前回の改正のときに非定型についてはコードの中から除いてしまっているのです。去年の5月の改正で、それがたとえ発生したとしてもステータスに影響はないような状況になってしまっています。ただ、それは一時的なものだと聞いておりますので、さらにその後、非定型BSEをもう少し精査するという方向で行く可能性は十分あるとは考えていますけれども、筒井先生、何か聞いていますか。

○筒井専門委員 特段聞いておりませんが、飼料由来でないと言ったらおかしいですね。いわゆる散発的に発生する、スポラディックに発生するのだろうかというようなことは言われていると。その中で後はそういう発生をどのように考えていくか。どれくらいのいわゆるレアケースとして考えるのか。そのあたりのところを少し議論する必要はあるかなとは思っております。

○姫田事務局長 最近のEFSAのスタンスなので参考なのですが、定型については人獣共通感染症だろうと。一方で、非定型については定型とは違う病気だと。それについて、担当官は、人獣共通感染症である証拠も人獣共通感染症でない証拠も今のところは明確なものがないので、今回の結論になったとしております。

○村上座長 横山専門委員、いかがですか。

○横山専門委員 それも含めて議論していかなければいけないのかなとは思っています。

○村上座長 議論はいたしますということで、そういう形でよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

○鋤柄評価第二課長 今の非定型のことに関連してでございますが、これにつきましても先ほど資料2で、これまでの検査頭数、1,483万頭のBSE検査を国内でやったのですけれども、その中で非定型については先ほど山田先生からお話のあった、若い牛が1頭と年寄りの牛が1頭と2頭しか出ていないというような状況なのかなと思っています。発生率は極めて低いというような状況だと思っています。また、同様にヨーロッパなどでも非定型

の調査などが進められておりますので、そういったデータも御覧いただきまして、検討していただくことができるのではないかと考えております。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、先ほどのような形で起草委員の先生方に評価の考え方の案を整理していただいて、この場で御審議いただくということにしたいと存じます。飼料規制への影響等も考えながらということですが、そのあたりの必要な手続が生じましたら、事務局のほうで対応をお願いしたいと思います。いただきました意見を踏まえまして、この評価の考え方について、起草委員の先生方の御意見に基づき、事務局に案の作成などもお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

専門委員の先生方におかれましては、引き続き、諮問内容に関する質問あるいは用意しておいたほうがよいと思われるような資料等、お気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。いただきました御意見等につきましては、次回の専門調査会までに担当の起草委員の先生方と検討しておきたいと思ひます。そういったことで担当の起草委員の先生方におかれましては、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、参考資料5-1及び5-2について、事務局から報告をお願いいたします。

○大快係員 それでは、参考資料5-1、5-2について御報告をさせていただきます。参考資料5-1を御覧ください。昨年10月13日付で農林水産省から諮問がございました、飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直しにつきましては、11月に開催された前回の第96回プリオン専門調査会において御審議いただき、その後、11月24日の583回食品安全委員会に報告されました。

具体的な見直しに内容につきましては、参考資料5-1の文書の後ろにつけております図表の10ページを御覧ください。前回の専門調査会で農林水産省からも説明がございましたが、このたびの見直しは飼料用ゼラチン等の原料について、非反すう動物に由来するもの並びに牛の胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎に由来するものの使用を新たに認め、反すう動物に由来するものについては牛、めん羊及び山羊に由来するものに限るというものです。また、飼料用ゼラチン等の製造工程については、製造工程における処理条件のうち、長期間のアルカリ処理を酸またはアルカリ処理に変更するもので、これらは国際基準であるOIEコードとの調和を図るものです。

参考資料5-2を御覧ください。本見直しについては前回の専門調査会における審議を踏まえ、食品安全委員会に報告がなされ、本資料のとおり、ヒトの健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるとの結論が導かれ、11月24日付で農林水産大臣宛てに通知いたしましたので、ここで御報告させていただきます。

以上です。

○村上座長 ただいまの事務局の報告内容について御質問等はございますでしょうか。報

告でございますが、いかがでしょうか。よろしいですね。

それでは、予定されていた議事については一とおり議論いただきました。事務局から、ほかに何かございますか。

○田中課長補佐 特にございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。